

関係者 各位

輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されています。FS利用貨物については不当に低い価格で輸入申告することで関税等をほ脱するという脱税事案が顕在化しています。

そのような背景を踏まえ、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するための制度見直しが行われ、直近では、令和5年10月1日から、輸入申告時に記載いただいている「貨物を輸入しようとする者の住所及び氏名」が関税法施行令上の輸入申告項目に追加されるとともに、関税法基本通達において、輸入申告者（貨物を輸入しようとする者）の意義の明確化に係る規定が追加されます。

また、同日以降、税関事務管理人の届出の際には、届出書に「届出者と税関事務管理人との関係」等を記載いただくとともに、税関事務管理人との委任契約関係書類を添付していただくこととなります。

関係者の皆様におかれましては、本件の制度見直しについて、ご承知おきいただくとともに、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本件に関する具体的な内容につきましては、税関ホームページをご確認ください。

(掲載)

○税関ホームページ

- ・ 輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて【リーフレット】
https://www.customs.go.jp/shiryo/leaflet_jimukanrinin.pdf
- ・ 輸入申告者の意義の明確化に関する事例集
<https://www.customs.go.jp/shiryo/jirei.pdf>
- ・ 税関事務管理人届出書（税関様式）の改正について
<https://www.customs.go.jp/shiryo/jimukanrinin.pdf>

【本件に関する問い合わせ先】
業務部通関総括第1部門
電話：045-212-6150